

ねんきん「コーナー」

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなまで支えようという考えでつくられた仕組みです。国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

◆国民年金のポイント

- ・将来の大きな支えになります
- ・国が責任をもつて運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。
- ・老後のためだけのものではありません
- ・国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。
- ・障害年金は、病気や障がいが残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳以上60歳未満までの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、保険料を納めることにより、満額に近づけることができます（国民年金の任意加入は、申し出をした日からとなります）。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間などが原則として10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます）

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も国民年金に任意加入することができます。

付加保険料で年金額を増やすことができます

国民年金保険料と一緒に月額400円の付加保険料を納付すると、将来の老齢年金に付加保険料が加算されます。

付加保険料の受給額（年額）は、「200円×付加保険料納付月額」で計算されます。2年以上受給すると、納付した付加保険料以上の付加年金が受け取れることとなります。

付加保険料の納付は、申し出をした月分からとなり、定額保険料（令和3年度は、1万6千610円）を納付していただくことが条件となります。

また、国民年金基金に加入されている方や、国民年金保険料の免除該当者は、付加保険料を納付することはできません。

付加保険料の申し込み手続きは、役場または年金事務所へお願いします。後日、年金事務所から納付書をお送りします。

○お問い合わせ

本庁住民課住基戸籍係

☎ 4312800

佐賀支所地域住民課
総合窓口第2係

☎ 5513701
☎ 3411616

令和3年度高知県いい歯の表彰「熟年者の部」

県では、歯および口腔の健康の重要性を、広く県民に普及啓発を行うため、8020運動（80歳で20本の歯を保つ）の一環として、80歳以上で噛むことのできる自分の歯が多く残っている方を表彰しています。黒潮町からは3名が受賞しました。

優良賞

金子 止さん

沖村 道子さん

小谷 芙美子さん

○お問い合わせ

本庁健康福祉課保健衛生係
☎ 4312836

佐賀支所地域住民課
保健センター
☎ 5517373